

1992年3月30日制定
2004年3月26日改定
2005年3月28日改定
2007年4月1日改定
2011年6月25日改定
2012年3月18日改定
2013年4月1日改定
2014年3月21日改定
2015年3月23日改定
2018年3月17日改訂

日本スポーツ社会学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本スポーツ社会学会（Japan Society of Sport Sociology）と称する。

(目的)

第2条 本会はスポーツに関する社会学的研究を推進し、会員相互の交流を深めることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国内及び国際的学会大会の開催
- (2) 研究会、講演会等の開催
- (3) 機関誌、会報、会員名簿等の発行
- (4) 研究に関する学際的及び国際的交流の推進
- (5) 会員の研究に資する情報の収集と紹介
- (6) 会員相互の親睦
- (7) その他本会の目的に資する事業

2 本会の機関誌に掲載された著作物の著作権（「複製権」「公衆通信権」「翻訳権」「二次的著作物の利用権」などすべてのものを含む）は、本会に帰属する。

(学会大会)

第4条 学会大会は年1回以上開催する。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 会員の種別は次の通りとする。

- (1) 正会員：スポーツ社会学あるいはこれに関連する諸科学の研究者及びスポーツの社会学的研究に関心を有する者は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、正会員になることができる。
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同しその事業に協力しようとする、理事会より承認された団体及び個人は賛助会員になることができる。
- (3) 学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、学生会員になることができる。

(会員の権利)

第6条 会員は本会が編集刊行する機関誌、会報等の配布を受け、本会の行う事業に参加することができる。

(会費)

第7条 所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けた会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員：7,000円(年額)
- (2) 賛助会員：20,000円以上(年額)
- (3) 学生会員：4,000円(年額)

2 ただし、第10条で定める顧問については会費を徴収しない。

(除名等)

第8条 会員で会費の納入を2年間怠った者は、理事会の決議によってこれを除名することができる。

2 本会は、本会の会員が、著しく本会の名誉を棄損する行為をしたことが明らかに認定された場合には、注意・勧告・除名等の処分を下すことができる。

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、書面をもってその旨を理事会、もしくは事務局に申し出なければならない。また、退会する者は、会費の滞納金があれば、滞納金を納めなければならない。

第4章 役員

(役員を選出)

第10条 本会の事業を運営するために、正会員の中から次の役員を選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名

- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期終了にも拘わらず次期役員が決定されない場合は、役員決定まで引き続き前役員が会務を代行するものとする。
- 3 役員選出に係る細部については、理事会において定めた役員選出細則によるものとする。但し、この細則は総会の承認を得ることとする。

(役員任務と権限)

第11条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 理事長は理事会を総括する。
 - (3) 理事は理事会を組織し、本会の事業の推進と管理運営など会務を執行する。
 - (4) 監事は本会の会務を監査する。
 - (5) 顧問は本会の運営にかかわる重要事項について、会長および理事会の諮問に応じ、助言を行う。
- 2 本会は、本会の役職にある者が、著しく本会の名誉を棄損する行為をしたことが明らかに認定された場合には、その役職を解くことができる。

第5章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は総会及び理事会とする。総会は正会員をもって構成し、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。総会の議案は、予め会員に知らせなければならない。

(総会と臨時総会)

第13条 総会は会長が招集して、毎年1回開催する。但し、理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の3分の1以上の開催請求があった場合は、臨時総会を開催するものとする。

(理事会)

第14条 理事長は理事会を招集し本会運営のために会務を処理する。
2 理事会は運営の円滑化をはかるため、常任理事をおくことができる。

第6章 委員会

(委員会)

第15条 本会の運営を円滑に行うために、次の委員会を置き、理事がその委員長を務める。

- (1) 編集委員会は、機関誌「スポーツ社会学研究」の編集を行う。
 - (2) 研究委員会は、プロジェクト研究や学会大会のシンポジウム等、研究に関する企画を行う。
 - (3) 国際交流委員会は、国際交流に関する事業を行う。
 - (4) 広報委員会は、会報の発行とホームページの運営等、広報に関する事業を行う。
 - (5) 電子ジャーナル委員会は、電子ジャーナルの発行とその運営に関する事業を行う。
- 2 本会は本会の必要と認める特別の委員会を、適宜、設置することができる。
- 3 それぞれの委員会は必要に応じて細則を別途定めることができる。

第7章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って支出する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(決算報告と予算案)

第18条 決算報告及び予算案は、総会において承認及び審議決定される。

第8章 事務局

(事務局)

第19条 本会の事務を遂行するために事務局を設ける。

(事務局所在地)

第20条 事務局は会長が指名する担当理事の所属する研究機関におく。

付則

1. 本会則は、総会において出席者の3分の2以上を得た決議により変更することができる。
2. 本会の事務局は当分の間、明治大学政治経済学部高峰修研究室と(有)創文企画に置き、学会業務を(有)創文企画内(東京都千代田区三崎町3-10-16 田崎ビル2F)にて行う。